

令和5年第1回三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第22号 「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」 …………… 1
- 2 議案第35号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」 …………… 2
- 3 議案第36号 「三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案」 …………… 4
- 4 議案第47号 「損害賠償の額の決定及び和解について」 …………… 6

II 請願説明

請願第62号 学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現を求めることについて

請願第63号 マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等に関することについて

III 所管事項説明

- 1 県立高等学校の活性化について …………… 7
- 2 県立高等学校生徒募集定員の策定について …………… 13
- 3 中学校における休日の部活動の地域移行について …………… 19
- 4 審議会等の審議状況について …………… 23

別冊1 令和4年度紀南地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

別冊2 令和4年度伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会のまとめ

令和5年3月10日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第 22 号

「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」

1 改正理由

博物館法の一部改正に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 三重県立美術館条例および三重県総合博物館条例の一部改正

- ① 博物館法において、公立博物館の設置に関する事項を地方公共団体の条例で定めることとされていた規定が削除されたため、各条例の規定の該当部分を削除する。
- ② 博物館法における博物館協議会の規定の条ずれに伴い、各条例の規定の該当部分を整理する。

(2) 斎宮歴史博物館条例の一部改正

- ① 博物館法において、公立博物館の設置に関する事項を地方公共団体の条例で定めることとされていた規定が削除されたため、条例の規定の該当部分を削除する。

(3) 三重県青少年健全育成条例および旅館業法施行条例の一部改正

- ① 博物館法において、博物館に相当する施設の規定が改正されたため、各条例の規定の該当部分を改正する。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第35号

「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

令和5年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものです。

2 令和5年度の児童生徒数および学級数（予算時の見込数）

令和4年度に比べ、児童生徒数3,085人の減、学級数5の減となる見込みです。

①児童生徒数 (人)

	令和4年度	令和5年度	増減
小学校	87,653	85,702	△1,951
中学校	45,113	44,742	△371
高等学校（収容定員）	36,120	35,360	△760
特別支援学校	1,881	1,878	△3
計	170,767	167,682	△3,085

②学級数 (学級)

		令和4年度	令和5年度	増減
小学校	普通学級	3,206	3,191	△15
	特別支援学級	917	925	8
中学校	普通学級	1,295	1,289	△6
	特別支援学級	373	395	22
高等学校		902	883	△19
特別支援学校		489	494	5
計		7,182	7,177	△5

3 教職員定数（条例定数）の内訳

教職員の定数は、国で定める定数（法定数）と県単独措置による定数（県単定数）からなっています。

法定数については、令和4年度に比べ、小学校では4年生の学級編制標準の変更に伴う学級数の増や特別支援学級の増はあるものの、全体的には児童数の減少による学級数の減や学校の統廃合により35人の減、中学校では生徒数および普通学級は減少したものの、特別支援学級の増により26人の増となりました。高等学校では生徒数の減少により31人の減、特別支援学校では生徒数は減少したものの、杉の子特別支援学校石薬師分校の中学部設置、学級編制による学級数の増加により9人の増となりました。県全体では31人の減となります。

また、県単定数については、令和4年度に比べ、小中学校においては、小学校で1人の減、中学校で4人の減となりますが、教科担任制や専科指導、外国人児童生徒に係る国からの加配定数を確保し、県単定数と合わせて定数配置をしています。県立学校においては、高等学校では増減なし、特別支援学校では事務職員の自然減により5人の減となります。県全体では10人の減となります。

以上のことから、令和5年度の本県の教職員の定数は、令和4年度に比べ41人の減で、合計14,935人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	令和4年度			令和5年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,725	57	6,782	6,690	56	6,746	△35	△1	△36
中学校	3,616	66	3,682	3,642	62	3,704	26	△4	22
高等学校	3,085	123	3,208	3,054	123	3,177	△31	±0	△31
特別支援学校	1,255	49	1,304	1,264	44	1,308	9	△5	4
合 計	14,681	295	14,976	14,650	285	14,935	△31	△10	△41

4 施行期日

令和5年4月1日

議案第 36 号

「三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

三重県立杉の子特別支援学校に在籍している生徒の増加に鑑み、規模の適正化を図るものです。

2 改正内容

三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校に中学部を設置するための規定を整備します。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(ただし、この条例に基づき設置される中学部への入学に係る必要な手続き等の規定は、公布の日から施行します。)

(参考)

1 杉の子特別支援学校の沿革

昭和 49 年 三重県立養護学校鈴鹿分校として設置する

昭和 52 年 三重県立杉の子養護学校とする

平成 19 年 三重県立杉の子特別支援学校に校名を変更する

平成 22 年 三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校を設置する

2 各校の設置学部

校 名	設置学部	
	令和 4 年度まで	令和 5 年度以降
三重県立杉の子特別支援学校	小学部 中学部 高等部	小学部 中学部 高等部
三重県立杉の子特別支援学校 石薬師分校	高等部	中学部 高等部

3 児童生徒数および学級数

(1) 三重県立杉の子特別支援学校

		令和4年度				令和5年度(見込)			
		小学部	中学部	高等部	合計	小学部	中学部	高等部	合計
児童 生徒数	知的障がい	47	40		87	48			48
	肢体不自由	5	1	6	12	7	3	4	14
	合計	52	41	6	99	55	3	4	62
学級数		15	10	3	28	15	1	2	18

(2) 三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校

		令和4年度				令和5年度(見込)			
		小学部	中学部	高等部	合計	小学部	中学部	高等部	合計
生徒数	知的障がい			97	97		41	91	132
学級数				13	13		10	15	25

議案第47号

「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

令和3年9月に判明した県立昴学園高等学校の学生寮における地下埋設配管の老朽化による灯油漏れにより、隣地に油が漏洩しました。

当該敷地は急傾斜地であり、土地の形状から土壌の入れ替え等による油の除去など、原状回復ができないこと、また、自然浄化には時間を要することから、油汚染（油臭、油膜の発生など）したことについて、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方

住所 多気郡大台町

氏名 個人（1名）

3 損害賠償の額

188,400円

※専門事業者の調査により推定した油漏洩範囲（471㎡）と、不動産鑑定士の現地調査等により評価した土地単価（400円/㎡）により算定。

4 和解の内容

過失割合 10（県）：0（相手方）

1 県立高等学校の活性化について

1 紀南地域高等学校活性化推進協議会

令和7年度に紀南地域全体で1学年の総学級数が5学級となることが見込まれる中、地域の高校がめざすべき教育や役割、10月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、地域の高校の学びと配置について具体的に検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。

ア 開催日

第1回： 6月7日 第2回： 7月14日 第3回： 8月31日
第4回： 11月8日 第5回： 12月13日 第6回： 2月 7日

イ 主な意見

(5学級規模の高校の学びと配置に係る考え方について)

- ・毎年、部活動の充実を求めて地域外の高校へ進学する生徒も一定数いるため、1校に統合してそれらの生徒のニーズに応えられるようにしたほうがよい。
- ・小規模校では、生徒一人ひとりに対応した少人数ならではの丁寧な指導がしやすくなるため、校舎制を採用し、授業では教員が、学校行事や部活動では生徒が校舎間を移動するなどの方法で生徒の学びを保障してはどうか。
- ・地域の活性化という視点では、学校がなくなれば、その地域がより衰退していくのではないかと心配している。

(地域の中学生や保護者へのアンケートについて)

- ・アンケートは地域の声であり重視すべきものではあるものの、高校を選ぶときに重視することや高校に期待することと、高校に望む学級規模や具体的な配置に関する結果については、ねじれた結果がみられる。アンケート結果から読み取れる中学生や保護者の真意を協議会としてしっかりとらえる必要がある。
- ・中学生や保護者が高校に求めるものについては、「多様な進路に応じた学習」「自己の将来を選択する力の育成」「社会性や協調性、コミュニケーション能力の育成」「多くの人との出会い」の割合が高く、次に「通学のしやすさ」「きめ細やかな指導」も続いており、それぞれについて丁寧に考える必要がある。

(両校を統合し、4学級と1学級の校舎制とすることについて)

- ・両校のよさの継承、通学への配慮、学校運営等を考えると統廃合はいたしかたなく、「4学級+1学級の校舎制」がベストではないか。両校舎の総合学科の学びに独自性を持たせ、子どもたちがその学びを選択できるようになるとよい。
- ・子どもたちの学校生活の充実を一番に考えてほしい。そのためには1校に統合して人数の多いほうがよいと思うが、経済的な事情への配慮や多くの選択肢の提供という点では、校舎制が妥当ではないか。
- ・木本高校と紀南高校のどちらか一方に統合するのは、その位置関係上偏りがあるため難しく、また、校舎制であっても紀南校舎が1学級となることには抵抗があるため、3学級と2学級の独立校として存続してもらいたい。

- ・大学進学に向けた学びの多様性に応える必要があることと、それぞれの高校の学びを継続していくことの両立を考えると、「4学級+1学級の校舎制」がより多くの人々が納得できる配置である。独立した3学級と2学級の高校とすると、双方の魅力が低下してしまう恐れがある。
- ・今後の少子化の進行を考えると本来1校5学級に統合するべきであるが、これまでの協議をふまえると「4学級+1学級の校舎制」を認めざるを得ない。
- ・「4学級+1学級の校舎制」について、木本校舎で大学進学に向けて必要な普通科3学級は確保されているものの、1学級の紀南校舎で様々な学びや生徒の進路をどれだけ保障できるのか不安な要素は残るため、今後も検討を重ねていく必要がある。
- ・「4学級+1学級の校舎制」は、これまで協議してきたことやアンケートの結果をふまえた案だとは理解できるが、賛成も納得もできない。
- ・協議会では様々な意見があったが、概ね「4学級+1学級の校舎制」を支持する意見が多かった。今後は子どもたちの豊かな未来を実現していくために、紀南地域が一体となってこれからの子どもたちの学びを支えて欲しい。

「今年度の協議会のまとめ」（令和7年度5学級規模における学びと配置のあり方について）の要旨

- ・中学校卒業者数が減少していく中であっても、地域の様々な分野で活躍できる人材を育成する視点を大切にして、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる学びとともに、多様な生徒に応じて地域と連携したきめ細かな学びを提供する。
- ・多様な学びの選択肢の提供や豊かな社会性・人間性の育成、学校行事や部活動の充実のためには、一定の学級規模や学校運営の工夫が必要である。
- ・地域と連携したきめ細かな学びについては、木本高校及び紀南高校それぞれで先駆的に取り組んできた活動を継承する。
- ・令和7年度に地域全体で1学年の総学級数が5学級となる中、こうした学びを実現するためには、2校を一体的に運営するとともに、これまでのきめ細かな学びを継続できる高校としていく必要がある。
- ・以上のことから、木本高校と紀南高校は一つの高校に統合し、それぞれの校舎を活用した校舎制とすることとする。学科については、普通科3学級を木本校舎に配置し、総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置する。
- ・今後、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、関係者で具体的な内容と方策を検討する。

ウ 今後の進め方

紀南地域協議会において、5学級規模の高校のあり方について意見集約された「協議会のまとめ」を受け、令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して4学級と1学級の校舎制とし、普通科3学級を木本校舎に総合学科1学級を木本校舎及び紀南校舎にそれぞれ配置することとします。

今後は、関係者を中心に両校の統合に向け、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、具体的な検討や準備をはじめるとともに、その内容については協議会に報告し、意見をいただくこととします。

2 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

令和19年度に伊勢志摩地域全体の1学年の総学級数が現在の32学級から18～21学級規模となることが見込まれる中、15年先を見据えた地域の高校の学びと配置のあり方や、その途上となる令和6年度の4学級減への対応等について、11月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。

ア 開催日

第1回： 6月 8日 第2回： 7月 5日 第3回： 8月24日
第4回： 10月12日 第5回： 12月20日 第6回： 2月21日

イ 主な意見

(これからの伊勢志摩地域の高校生に必要な力や学びについて)

- ・働く意義の自覚や人間性の育成のためにも、キャリア教育の推進は大切である。
- ・地域への愛着心を養い、将来、地域の担い手となる人材や、地域に戻って活躍するような人材を育成することが大切である。

(高校のあり方を協議する際、大切にすべきことや配慮すべきことについて)

- ・地域の担い手育成の視点からも、地域を学びの場とする地域課題学習に取り組むことが必要である。
- ・ICTも活用しながら、通信制課程で地域の学びを保障する視点も大切である。
- ・以前に比べれば交通網は整備されたものの、伊勢志摩地域は広いため、通学に関する問題については継続して考えていくことが必要である。

(今後の生徒減に対応した県立高校の学びや配置の考え方について)

- ・今後の伊勢志摩地域の中学校卒業生数の減少をふまえると、現在のままの県立高校の配置を続けていくことは困難である。
- ・地域の小規模校がこれまで果たしてきた役割や、丁寧な指導などの教育内容を大切にしながらも、学校個別ではなく、地域全体で高校の学びを考えて統合を協議していくことが必要である。

- ・生徒や保護者の大学進学へのニーズに対応するため、地域の中に一定規模の県立高校の普通科を維持することが必要である。また、地域の担い手を育む学びの選択肢を確保するため、多様な専門学科の学びはできる限り維持することが大切である。
- ・単に志願者数等によって高校の統廃合を検討するのではなく、伊勢志摩地域で通える範囲に高校が配置され、地域で多様な人材を育てることが大切である。
- ・長時間の通学は負担であるため、できるかぎり地域の普通科の維持も大切である。

(令和6年度に想定される学級減への対応の方向性について)

- ・これまでの議論から考えると、令和6、8、10年度に見込まれる生徒減に関しては、いずれかの時期には一定の統合が必要という共通の認識ができています。
- ・令和6年度については、できる限り統合ではなく学級減での対応を基本とすることが望ましい。
- ・南伊勢高校南勢校舎の入学者は2年連続2人程度と見込まれ、今後の在校生の学びを考えれば、募集停止とすることはやむをえない。今後は募集停止後の在校生の学びの充実や不安の解消などに向け、支援することが大切である。

「今年度の協議会のまとめ」(今後の伊勢志摩地域の高等学校の学びと配置のあり方について)の要旨

- ・ これからの時代を生きる伊勢志摩地域の高校生にとって、自己の将来を切り拓く力や、自ら学び続ける力、確かな学力の育成とともに、大学進学や就職などの進路希望の実現につながる多様な学び、学校内外での様々な人々との関わりを通じて豊かな社会性・人間性が育まれる学び、地域と連携し地域への愛着心が育まれる学び、それらの学びの質を高めるための一人ひとりへのきめ細かな関わりが必要です。現在、当地域における高校の1学年の総学級数は32学級ですが、令和3年度に生まれた子どもたちが高校へ入学する令和19年度には18学級から21学級に減少することが見込まれます。そのため、現在の9校10校舎の配置のままでは当地域の高校生に必要な学びを提供していくことが難しいことから、統合も含めた活性化が必要となります。
- ・ 今後、令和19年度までの15年間における伊勢志摩地域の高校の配置と活性化方策については、この期間の生徒の減少状況をふまえ、当地域全体を見通した具体的な検討を進めるとともに、必要に応じて、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、中学生への事前の周知についても検討することとします。その過程にある令和6年度の生徒減については、専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持を基本としつつ、地域の小規模校が担ってきた役割やニーズをふまえ、さらに小規模化が想定される高校の学びを支えながら、できるかぎり統合ではなく学級減で対応することが望ましいと考えます。

南伊勢高校については、令和5年度に南勢校舎の全生徒数が10人程度と見込まれ、今後も生徒増が見込めない状況であるため、令和6年度から南勢校舎を募集停止とすることはやむをえないと考えます。募集停止後は、引き続き南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていくことが望ましいと考えます。

ウ 今後の進め方

今年度、伊勢志摩地域協議会において意見集約された「協議会のまとめ」を受け、来年度以降も、地域の高校の学びと配置のあり方について、高校の統合も含め、引き続き協議していきます。

南伊勢高校南勢校舎については、令和6年度から募集停止とすることとし、募集停止後は、南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていきます。

3 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

地域の少子化により、伊賀地域の1学年の総学級数が令和5年度の25学級から令和13年度には19～20学級となることを見込まれる中、「令和元・2年度の協議のまとめ」や、「県立高等学校活性化計画」をふまえ、これからの当地域の県立高校における学びと配置のあり方について、協議しました。

ア 開催日

第1回：7月27日 第2回：2月14日

イ 主な意見

- ・伊賀北部では、令和7年度と10年度に中学校卒業生数の減により合わせて2学級減が見込まれているため、現在の3校のままか、2校に再編すべきかを令和7年度までに協議する必要がある。
- ・小規模の高校では少人数を生かした丁寧な指導を行っており、他校にはない魅力がある。小規模校を残しながら活性化させることも検討するべきだ。
- ・今年度地域開校した私立通信制高校には、不登校を経験した生徒などが小さい集団の中で受けられるさまざまなサポートに魅力を感じて進学しているケースがあるため、昼間定時制については、引き続き中学校卒業生の進路状況等を注視しながら考えていく必要がある。
- ・不登校の子どもたちが増加傾向にあり、多人数の中では学校生活を過ごしにくい子どもたちに個別最適な学びや個に応じて活躍できる場の提供などの少人数できめ細やかな指導へのニーズが高まっている。また、通信制課程へのイメージも変化してきており、学びの多様化を感じている。

- ・次年度は、各高校のより詳細な情報をまとめた資料を共有し協議したうえで、それらをふまえた具体案を事務局が提示してはどうか。また、その際、複数の案が提示されれば、より協議が深まるのではないか。
- ・今後の高校のあり方を考えていくためには、実際に高校に入学する子どもたちのニーズを把握することが大切であり、令和5年度から6年度にかけてアンケート調査を行ってはどうか。

ウ 今後の進め方

本年度の伊賀地域協議会での協議をふまえ、地域の県立高等学校の活性化や今後の学びと配置のあり方についてさらに協議を進めます。

4 松阪地域高等学校活性化推進協議会

地域の少子化が進む中、松阪地域においても新たに活性化協議会を立ち上げ、地域の県立高校における学びと配置のあり方について、協議をはじめていきます。

開催日

第1回：3月15日（開催予定）

5 津地域および鈴鹿・亀山地域活性化推進協議会

津地域および鈴鹿・亀山地域においては、来年度に新たに活性化協議会を立ち上げることにします。

2 県立高等学校生徒募集定員の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

2 募集定員策定のスケジュール

(1) 募集定員総数の策定

① 5月中旬

第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況および県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。

② 5月下旬

ア 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。

イ 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。

※全日制計画進学率の計算方法（令和5年度から令和7年度まで）

$(5\text{年前実績} + 4\text{年前希望} + 3\text{年前希望} + 2\text{年前希望} + 1\text{年前希望}) \div 5$

・実績：全日制高校への実績進学率

・希望：毎年12月実施の進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合

ウ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。

※流出入率

県内の公立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から公立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5年間の平均値

③ 5月下旬から6月上旬

第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

④ 6月上旬

第2回公私協での協議をふまえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。

⑤ 6月中旬から下旬

県立高校の募集定員総数を教育警察常任委員会に報告し、公表します。

(2) 各高校の募集定員の策定

教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員案について審議・決定し、公表します。

各高校の募集定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、夏休み前の7月上旬としています。

3 令和6年度の県内全日制高校入学者の現時点での見込み

(1) 令和6年3月の県内中学校卒業見込み人数

令和4年5月1日の在籍生徒数から算出すると、前年より164人少ない15,880人と予測しています。この人数は令和5年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。

(2) 全日制計画進学率

令和4年12月に実施した進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合は88.0%であり、これを用いて全日制計画進学率を算出すると前年より0.6ポイント低下して、89.3%となります。

(3) 流出入率

令和5年度の入学および進学者数が確定した後に改めて算出するため、ここでは前年度の策定で用いた割合を使用しています。

(4) 県内全日制高校入学見込み人数

$$15,880 \text{ 人} \quad \times \quad 89.3\% \quad \times \quad 98.4\% = 13,954 \text{ 人}$$

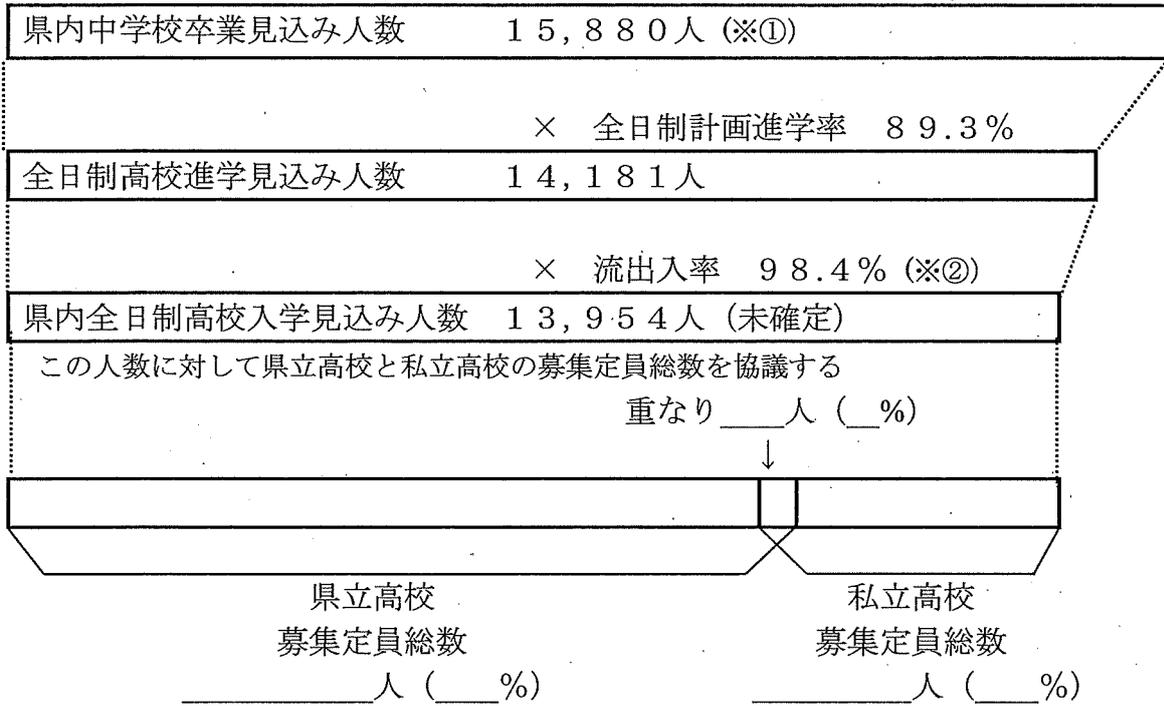
(中学校卒業見込み人数) (全日制計画進学率) (流出入率)

	令和5年3月	令和6年3月	増減
県内中学校卒業見込み人数	16,044人	15,880人	▲164
×全日制計画進学率	×89.9%	×89.3%	▲0.6
全日制高校進学見込み人数	14,424人	14,181人	▲243
×流出入率	×98.4%	×98.4%	
県内全日制高校入学見込み人数	14,193人	13,954人	▲239

(5) 県立高校と私立高校の募集定員総数について

令和5年5月1日の在籍生徒数に基づいて改めて算出する県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協における協議を経て、県立高校と私立高校の募集定員総数を策定します。募集定員策定の協議にあたっては、令和3年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月に提言としてまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」をふまえることとしています。

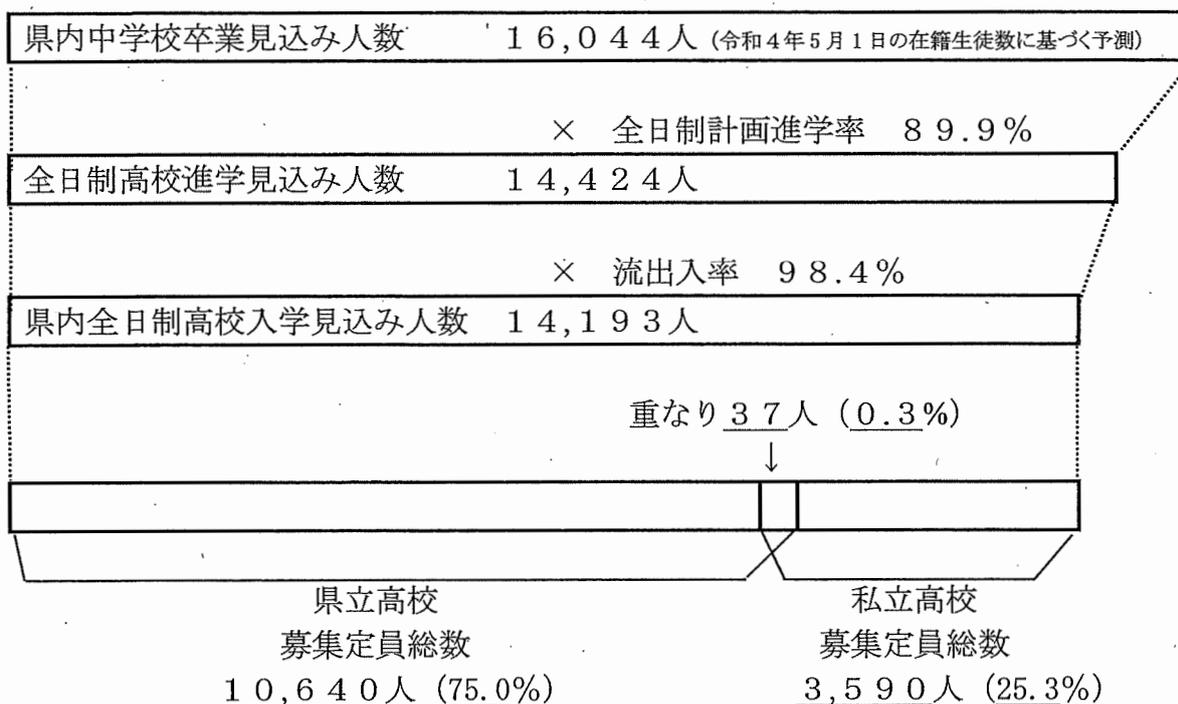
令和 6 年度の募集定員総数の策定



※① 令和 5 年 5 月 1 日の在籍生徒数に基づいて改めて算出しますが、ここでは令和 4 年 5 月 1 日の在籍生徒数で算出した数値を使用しています。

※② 令和 5 年度の入学および進学者数が確定した後に算出するため、ここでは前年度の策定で用いた値を使用しています。

1 令和5年度の募集定員総数の策定



2 県立高校と私立高校の募集定員総数、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	10,760	75.6	10,880	75.2	10,640	75.0
私立高校	3,555	25.0	3,625	25.1	3,590	25.3

※ 県内私立高校には、青山(旧日生学園第二)高校、愛農学園農業高校を含んでいません。

3 県立高校の学科(普通科・専門学科・総合学科)別募集定員と割合

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)	募集定員(人)	割合(%)
普通科	6,535	60.7	6,615	60.8	6,340	59.6
専門学科	3,385	31.5	3,425	31.5	3,460	32.5
総合学科	840	7.8	840	7.7	840	7.9

※ 割合(%)は、四捨五入値で表示しています。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

参考3

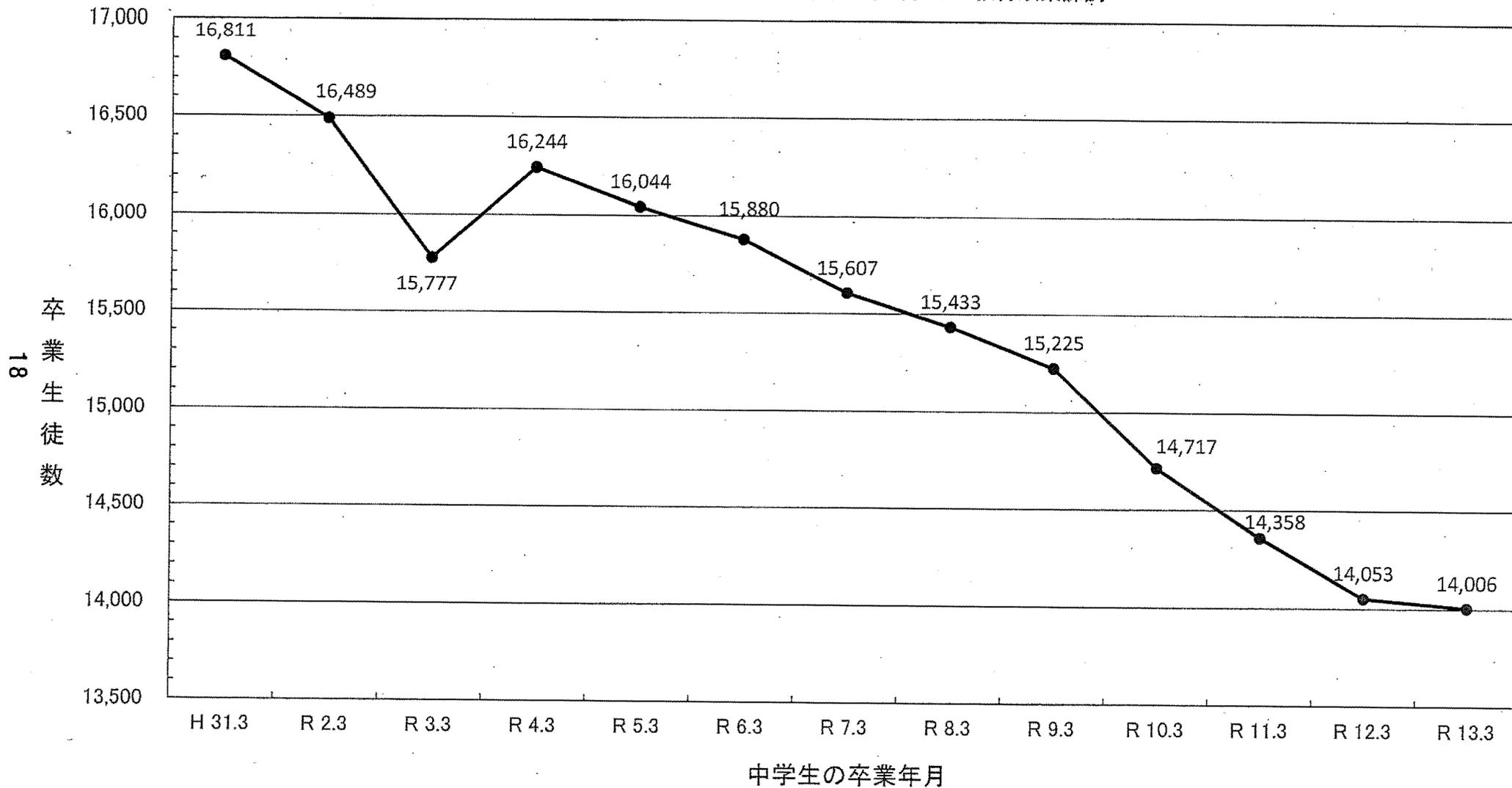
令和4年5月1日 教育政策課調

		H 31.3	R 2.3	R 3.3	R 4.3	R 5.3	R 6.3	R 7.3	R 8.3	R 9.3	R 10.3	R 11.3	R 12.3	R 13.3
		卒業	卒業	卒業	卒業	現中3	現中2	現中1	現小6	現小5	現小4	現小3	現小2	現小1
桑名	卒業生数	2,048	1,986	1,941	1,972	1,976	1,950	1,968	1,914	1,920	1,876	1,841	1,811	1,749
	前年度対比		-62	-45	31	4	-26	18	-54	6	-44	-35	-30	-62
	R4.3対比					4	-22	-4	-58	-52	-96	-131	-161	-223
四日市	卒業生数	3,637	3,578	3,418	3,649	3,433	3,429	3,435	3,499	3,370	3,328	3,250	3,090	3,195
	前年度対比		-59	-160	231	-216	-4	6	64	-129	-42	-78	-160	105
	R4.3対比					-216	-220	-214	-150	-279	-321	-399	-559	-454
小計	卒業生数	5,685	5,564	5,359	5,621	5,409	5,379	5,403	5,413	5,290	5,204	5,091	4,901	4,944
	前年度対比		-121	-205	262	-212	-30	24	10	-123	-86	-113	-190	43
	R4.3対比					-212	-242	-218	-208	-331	-417	-530	-720	-677
鈴鹿	卒業生数	2,458	2,416	2,259	2,409	2,224	2,428	2,261	2,230	2,206	2,084	2,099	2,093	2,046
	前年度対比		-42	-157	150	-185	204	-167	-31	-24	-122	15	-6	-47
	R4.3対比					-185	19	-148	-179	-203	-325	-310	-316	-363
津	卒業生数	2,614	2,686	2,586	2,520	2,645	2,626	2,524	2,520	2,448	2,422	2,364	2,316	2,286
	前年度対比		72	-100	-66	125	-19	-102	-4	-72	-26	-58	-48	-30
	R4.3対比					125	106	4	0	-72	-98	-156	-204	-234
伊賀	卒業生数	1,503	1,449	1,429	1,455	1,420	1,406	1,396	1,316	1,342	1,292	1,247	1,199	1,172
	前年度対比		-54	-20	26	-35	-14	-10	-80	26	-50	-45	-48	-27
	R4.3対比					-35	-49	-59	-139	-113	-163	-208	-256	-283
小計	卒業生数	6,575	6,551	6,274	6,384	6,289	6,460	6,181	6,066	5,996	5,798	5,710	5,608	5,504
	前年度対比		-24	-277	110	-95	171	-279	-115	-70	-198	-88	-102	-104
	R4.3対比					-95	76	-203	-318	-388	-586	-674	-776	-880
松阪	卒業生数	1,931	1,924	1,801	1,844	1,937	1,843	1,855	1,804	1,778	1,748	1,573	1,616	1,612
	前年度対比		-7	-123	43	93	-94	12	-51	-26	-30	-175	43	-4
	R4.3対比					93	-1	11	-40	-66	-96	-271	-228	-232
伊勢	卒業生数	2,079	1,966	1,827	1,879	1,928	1,723	1,755	1,716	1,731	1,572	1,561	1,590	1,549
	前年度対比		-113	-139	52	49	-205	32	-39	15	-159	-11	29	-41
	R4.3対比					49	-156	-124	-163	-148	-307	-318	-289	-330
尾鷲	卒業生数	237	228	242	248	220	212	182	193	199	155	163	138	149
	前年度対比		-9	14	6	-28	-8	-30	11	6	-44	8	-25	11
	R4.3対比					-28	-36	-66	-55	-49	-93	-85	-110	-99
熊野	卒業生数	304	256	274	268	261	263	231	241	231	240	260	200	248
	前年度対比		-48	18	-6	-7	2	-32	10	-10	9	20	-60	48
	R4.3対比					-7	-5	-37	-27	-37	-28	-8	-68	-20
小計	卒業生数	4,551	4,374	4,144	4,239	4,346	4,041	4,023	3,954	3,939	3,715	3,557	3,544	3,558
	前年度対比		-177	-230	95	107	-305	-18	-69	-15	-224	-158	-13	14
	R4.3対比					107	-198	-216	-285	-300	-524	-682	-695	-681
県内合計	卒業生数	16,811	16,489	15,777	16,244	16,044	15,880	15,607	15,433	15,225	14,717	14,358	14,053	14,006
	前年度対比		-322	-712	467	-200	-164	-273	-174	-208	-508	-359	-305	-47
	R4.3対比					-200	-364	-637	-811	-1,019	-1,527	-1,886	-2,191	-2,238

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減) グラフ

令和4年5月1日 教育政策課調べ

参考 4



3 中学校における休日の部活動の地域移行について

1 部活動の地域移行における国の動向

平成31年1月の中央教育審議会において、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月には、国より発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。また、令和4年6月には、スポーツ庁に運動部活動の地域移行に関する検討会議より提言がなされ、これをふまえて令和4年12月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

(1) 国のガイドラインの概要

- 学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、生徒同士や生徒と教師等との人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有しています。
- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があり、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしています。

(I 学校部活動)

- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・部活動は、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働した形での環境整備を進める

(II 新たな地域クラブ活動)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備を進める
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・休日のみ活動する場合も、原則として1日の休養日を設定

(III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備)

- ・休日における地域移行のための環境整備を進める
- ・市町が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ・地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として位置づけ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・県及び市町は、方針・取組内容・スケジュール等を周知する

(IV 大会等の在り方の見直し)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ・全国大会の在り方の見直し

(2) 国の令和5年度当初予算

○地域移行体制構築に対する支援

休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、地域スポーツクラブ活動への移行体制の構築に必要な経費の一部を補助する。

- ・ 県、市町の協議会開催に係る経費
- ・ 実技指導等を行う指導者研修会開催に係る経費 など

○部活動の地域移行に向けた実証事業

子どもたちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、事業成果の普及に努めるとともに取組を推進する。

(取組例)

- ・ コーディネーターに関する取組
- ・ 運営団体、実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
- ・ 人材の発掘、配置に関する取組
- ・ 困窮世帯への支援に関する取組
- ・ 費用負担の在り方に関する取組 など

○中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズをふまえた充実した活動とする。

2 これまでの県の取組

地域移行については、「運営団体・実施主体の確保」「指導者の確保」「費用負担」の課題に加え、「平日と休日の活動の連携と引継ぎ」「地域移行に関する生徒や保護者の理解」「けがなど緊急時に円滑に対応できる体制」など運営上の課題もあります。また、市町によって状況も異なることから、県では市町教育委員会と定期的に協議する場を設け、市町の取組状況や課題を丁寧に把握するとともに、これらの課題について次のとおり取り組んでいます。

(1) 県の取組

① 指導者の確保

- ・ 顧問として部活動の指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員を配置(平成30年から)
- ・ 日本スポーツ協会公認の指導者資格取得者約460人分の人材リストを市町に提供(令和3年9月)
- ・ 各競技団体が独自に発行する指導者資格取得者の人材リストへの登録を依頼(令和5年1月)
- ・ 文化部活動については、人材リストの作成に向け、今後、文化芸術団体等と連携して取り組む

② 運営団体・実施主体となり得る団体への協力要請

- ・ 総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団、市町スポーツ協会などスポーツ関係団体を対象とした地域移行説明会を実施し、運営団体・実施主体としての協力を依頼(令和4年12月)

③ 国への要請

- ・各自治体が財政状況に影響されずに、地域移行を円滑に進められるよう、指導者の報酬や保険料等の諸費用など、特に生徒(保護者)の費用負担の軽減となるような幅広い財政支援を国に要請

(2) モデル事業の実施

令和3年度から、県内3市町4中学校において、休日の運動部活動の地域移行について実践研究を実施し、以下の運営上の具体的な課題への対応も検討

- ・平日と休日の活動の連携と引継ぎ
- ・地域移行に関する生徒や保護者の理解
- ・けがなどの緊急時に円滑な対応ができる体制 など

(3) 市町等との協議

① 部活動あり方検討委員会

- ・令和2年10月に有識者や関係団体の代表者による会議を設置し、地域移行も含めた持続可能な部活動について協議

② 市町教育長会議

- ・毎年度、複数回実施している市町教育長会議において、県教育委員会の取組の説明や各市町の進捗状況、課題を把握し共有するとともに、意見交換を実施

③ 市町教育委員会との部活動のあり方意見交換会

- ・令和4年1月から、定期的に市町教育委員会と協議・情報交換を行う場を設け、モデル校での実践研究の成果や課題、各市町の今後の取組予定、進め方、課題などを継続して把握し共有

3 今後の取組

(1) 県の取組

- ① 市町教育長会議や市町担当者との協議の場において、引き続き、円滑に部活動の地域連携・地域移行が進むよう、市町の取組や課題を丁寧に聞き取り、情報共有を行います。また、各市町の協議会で行われる議論の詳細を把握し、さまざまな状況にある市町ごとに、どのように地域移行を進めていくのがよいのか、個々の課題に対してどのような対応がとれるのかなど、市町と認識を共有しながらともに検討します。
- ② 総合型地域スポーツクラブ指導者、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員、兼職兼業の枠組みでの指導を望む教職員、その他地域クラブ活動の指導を希望する指導者を対象に幅広く希望を募り、年5回の研修会を実施し、中学生を指導するために必要な資質を備えた休日の指導者を育成します。研修では、生徒の安全の確保や、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為の根絶など中学生の指導に不可欠な内容を受講してもらいます。
- ③ 地域クラブ活動の受け皿、指導者を確保するため、スポーツ推進局と連携し、運営団体・実施主体となり得る団体に対して協力を依頼します。
- ④ 令和5年度からの市町の取組について、国の事業を活用し支援するとともに、幅広く財政支援がなされるよう、継続して国に要望します。

(2) 市町における取組

① 協議会等での今後の進め方の議論

市町教育委員会、スポーツ・文化担当部署、地域の関係者等から構成される協議会において、課題の把握や方向性、進め方を議論し、市町の状況に応じた地域連携・地域移行に向けた取組を進めます。

② 市町の状況に応じた段階的な地域連携・地域移行の推進

協議会での議論をふまえ、コーディネーターや指導者の配置、運営団体、実施主体の整備などについて、国の予算なども活用して、市町の状況に応じた部活動の地域連携・地域移行を進めます。

4 審議会等の審議状況について（令和4年11月21日～令和5年2月14日）

1 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和4年12月2日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名（うち出席者8名）
4 諮問事項	次期「職業教育の充実・発展のための推進計画」の策定に向けて
5 調査審議結果	○ 次期「職業教育の充実・発展のための推進計画」の策定に向けて審議を行いました。 <主な意見> ・ 起業家マインドの醸成には、「企画力、発信力」に加えて「経営力」の観点も必要である。 ・ 技術革新が大きく進展する中、「カーボンニュートラルへの対応」等の文言を入れるべきである。 ・ 今後、AIの役割が増える社会において、データを読み解く力が大切である。 ・ 高校時代に、労働と家庭・子育ての両立や少子化問題を考える機会を設けるなど、将来を見通した学習が重要である。
6 備考	次回開催予定：令和5年2月27日（開催済み）

2 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	令和4年12月27日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 森 誠一 委員 黒田 龍二 他15名 (うち出席者15名)
4 諮問事項	令和4年度三重県指定文化財の指定に関する審議および答申について
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した三重県指定文化財の指定候補2件について、審議の結果、いずれも諮問どおり答申されました。</p> <p>・指定の答申が行われたもの 【有形文化財 2件】</p> <p>(建造物) <small>くろたきじんじやほんでん</small> 黒瀧神社本殿 <small>つげたり</small> 附 <small>むなぶだとう</small> 棟札等 1棟 附22枚</p> <p>(彫刻) <small>もくぞうじゅういちめんかんのんりゅうぞう</small> 木造十一面観音立像 <small>つげたりもくぞう うほうどうじりゅうぞう</small> 附 木造雨宝童子立像・<small>もくぞうなんだりゅうおうりゅうぞう</small> 木造難陀龍王立像 1軀 附2軀</p>
6 備考	次回開催予定：令和5年7月頃

3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	令和4年度三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	令和5年1月16日
3 委員	委員長 松浦 直己 副委員長 岩本 彰太郎 委員 赤尾 時寛 他11名（うち出席者11名）
4 諮問事項	令和5年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査および学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された幼児、児童および生徒の障がいの種別、程度および観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行いました。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、181名の学校指定に関する建議がありました。
6 備考	次回開催予定 令和6年1月中旬